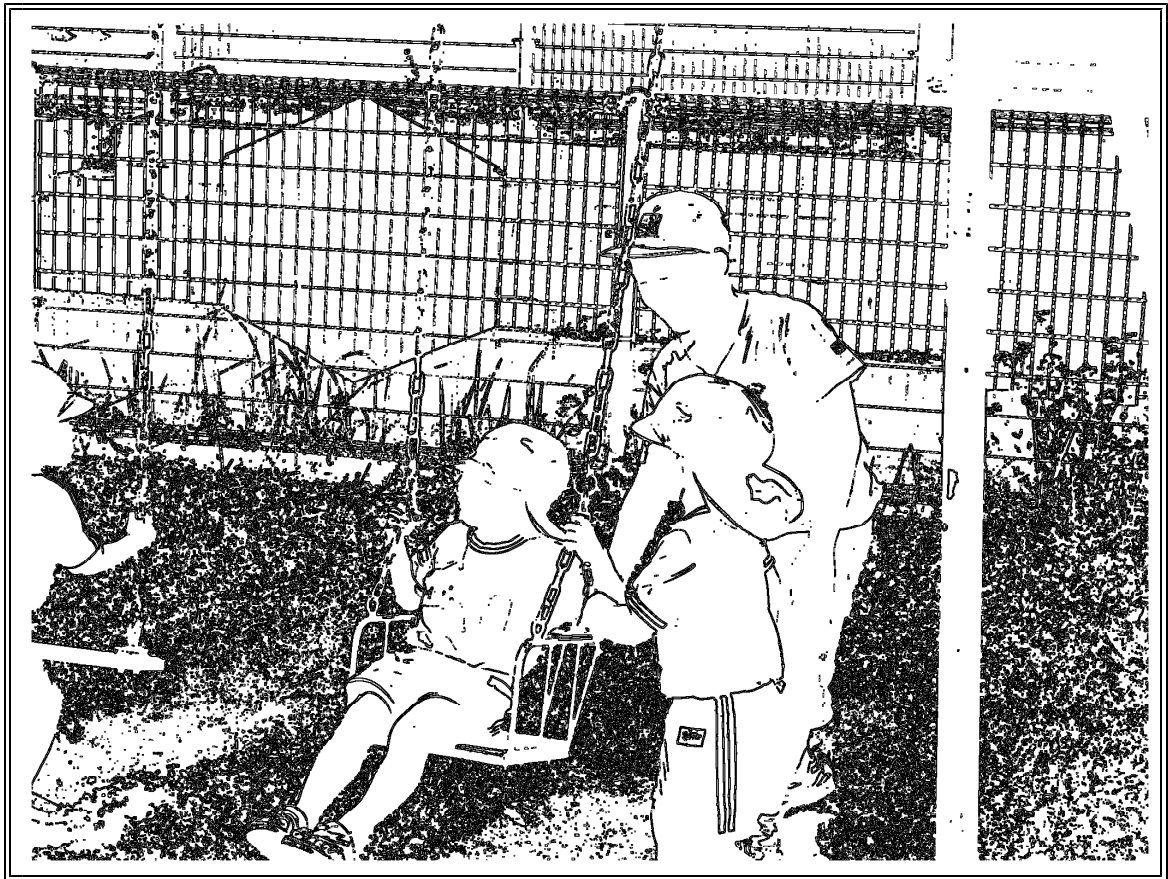


# いじめ防止のための基本方針

(令和3年度改訂)



西 都 市 立 妻 南 小 学 校

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、オンラインゲームやSNSへの投稿などから、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年1月に「西都市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものであります。

尚、本方針は、学校のホームページ、PTA総会、学校便り等を通して公表を行い、幅広く保護者や地域、児童の意見を聞くことで、よりよいものにしていこうと考えています。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
3	いじめの早期発見	4
4	いじめに対する措置	4
5	指導及び支援を行うに当たって	5
6	ネット上のいじめへの対応	6
7	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導体制	6
(2)	校内研修の充実	6
(3)	校務の効率化	6
(4)	地域や家庭との連携について	7
(5)	関係機関との連携について	7
8	重大事態への対処	7
	【妻南小学校いじめについてのアクションプラン】	8

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童を必ず守ります。
- いじめはどの子でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
- (2) いじめ事案発生時は緊急にケース会議を開催する。
- (3) 「いじめ不登校対策委員会」は、本校では「すこやか会議」の名称とする。
- (4) 全職員または当該学年の関係職員で構成する。
- (5) 以下の活動を行う。
  - いじめ防止のための職員研修の計画立案
  - いじめ防止のための調査や報告等の情報整理や分析
  - いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
  - 要配慮児童への支援方針の確認

### 2 いじめの防止等に関する措置

- (1) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となった活動を推進する。
  - 異学年交流活動～児童集会・お別れ集会・プレイタイム～
  - 朝の会や帰りの会等の話し合い活動
  - 縦割り清掃活動
  - ボランティア活動
- (2) 教職員が主体となった活動を推進する。
  - 児童の規範意識高め、豊かな心を育む授業づくり
  - 学級全員が授業に参加する分かる・できる授業づくり
  - 規範意識の高い校風づくり
- (3) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりを推進する。
  - 教育相談週間の設定
  - 昼休みや放課後の活用
- (4) 道徳教育を推進する。
  - 参観日を活用した全校一斉の道徳または人権に関する授業の公開
- (5) いじめは絶対に許されないという人権感覚を身に付けさせる。
  - 人権教育指導週間の設置
  - 人権に関する授業の実施
- (6) 情報モラル教育を実施する。
  - 高学年を対象とした情報モラル教育の実施（道徳の授業及び学級活動）
  - 警察と連携した危機管理の学習  
～すくすく安全教室（3・4年）とネットトラブル防止教室（6年）の実施～
- (7) 保護者や地域との連携を図る。
  - P T A総会での学校の方針説明
  - 学級通信等を活用したいじめの防止活動
  - オープンスクールの実施
  - 個人面談の実施

### 3 いじめの早期発見

- (1) いじめられた児童やいじめた児童が発するサインに留意する。
  - 児童の発する具体的なサインの共有（教職員及び保護者で）
- (2) 教育相談週間を設ける。
  - 全ての児童を対象に月1度の「心のアンケート」を実施
  - アンケート結果に基づく学級担任による教育相談
- (3) いじめ不登校対策委員会(すこやか会議)を開催する。
  - 職員会議でのいじめ事例等に関する情報の共有
  - 進級時の確実な引継

### 4 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応を確実に実施する。
  - いじめを見逃さない指導の徹底と早期発見
  - いじめられている児童や通報した児童への配慮
  - いじめの事実の速やかな報告（生徒指導主事及び管理職に）
- (2) 情報の共有を行う。
  - いじめを認知した際の速やかなケース会議（臨時）の開催
- (3) 事実関係についての調査する。
  - 調査の方針について決定（管理職と生徒指導主事等を中心に）
  - 重大事態であると判断された場合→校長が県教育委員会へ直ちに報告
  - 教職員の聴き取り（学級担任・学年主任・生徒指導主事等複数職員）
  - 児童へのアンケート調査を実施（必要な場合）
    - ※ この場合に、いじめられた児童又はその保護者に調査結果を提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- (4) 解決に向けた指導及び支援を行う。
  - 指導及び支援の方針について決定（管理職と生徒指導主事等を中心に）
  - すこやか会議における指導及び支援の方針について組織的な対応の確認
  - 専門的な支援などが必要な場合→西都市教育委員会及び警察署、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の関係機関へ相談
  - 保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有
- (5) 関係機関への報告を行う。
  - 校長による西都市教育委員会や県教育委員会への報告
  - 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合→所轄警察署へ通報・警察署との連携（重大事態への対処）
- (6) 継続指導・経過観察を行う。
  - 全教職員で見届けや見守り
  - いじめの再発防止

## 5 指導及び支援を行うに当たって

### いじめられた児童とその保護者への支援

#### 1 いじめられた児童への支援

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援する。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。

#### 2 いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与える。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して、精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

### いじめた児童の指導とその保護者への支援

#### 1 いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面に訴え、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因を確認する。

#### 2 いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していく。

#### 3 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って調整が必要となる場合には、中立公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

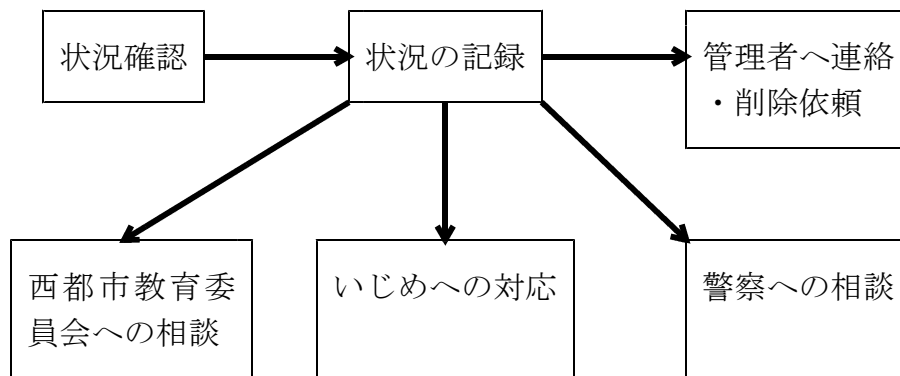
### いじめが発生した集団への働きかけ

#### 1 被害・加害生徒だけでなく、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを以下のように定義する。
  - 文字や画像を用いた特定の児童への誹謗中傷
  - 特定の児童になりすまして社会的信用をおとしめる行為をすること
  - 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載すること
- (2) ネットいじめの予防を行う。
  - フィルタリング等による保護者の見守り方について啓発
  - 情報モラル教育（情報教育・道徳の時間・学級活動）の充実
  - ネット社会に関する講話（防犯）の実施  
～すくすく安全教室（3・4年）とネットトラブル防止教室（6年）～
- (3) ネットいじめの対処を行う。
  - 被害者からの訴えや閲覧者の情報などによるネットいじめの把握
  - 不当な書き込みを発見したとき確実な対応



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## 7 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導體制を確立する。

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、ケース会議による緊急対策会議を開催し、指導方針を共有した上で組織的に取り組む。
- (2) 校内研修の充実を図る。

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。さらに、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に実施する。
- (3) 校務の効率化を図る。

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組むため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える。

(4) 地域や家庭との連携を図る。

多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携を図る。

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく具体的な対応を行う。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ 西都市福祉協議会との連携
- ・ 民生委員や人権擁護委員との連携
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

## 8 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が西都市教育委員会及び県教育委員会に報告する。

① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合など

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 連続した欠席の場合は状況により判断

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ適時・適切な方法で説明する。



# 妻南小いじめについてのアクションプラン

いじめが疑われるとき

## ★事実確認★

学級担任、学年主任、生徒指導主事が聞き取りを行い、事実を確認する。(学級の児童ができるだけ自習にならないようにサポートを依頼)

## ★報告★

校長・教頭・教務に報告

※養護教諭・特別支援教育コーディネーターにも伝えておく。

## ★児童への対応★

加害児童の指導及び被害児童の心のサポート

## ★全職員へ報告・共通理解★

すこやか会議を開き、全職員へ報告を行い、今後の対応について共通理解を図る。

## ★被害児童保護者への対応★

- ①被害児童保護者に、学級担任が事実を説明する。
- ②重大事態の場合は、校長（教頭）、生徒指導主事、学級担任が被害児童宅に出向き、事実を説明し、謝罪する。

## ★加害児童保護者への対応★

- 加害児童の保護者に、下のいずれかの方法で事実を伝える。
- ①学級担任が電話連絡をして、事実を説明する。
  - ②加害児童の保護者を学校に呼び、校長（教頭）、生徒指導主事、学級担任が事実を説明する。

## ★最終報告★

校長（教頭）に報告

※その後全職員に報告。

## ★事後の対応と指導★

被害児童及び加害児童の様子を学級担任（学年）は十分観察し、必要があれば、管理職（生徒指導主事）に報告をする。被害児童の保護者とは、連絡を密にとっておく。

- ①いじめが少なくとも3ヶ月以上行われていないことの確認
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの確認